



## 木造住宅耐震改修費等補助金

# 耐震建替・住替に伴う除却補助

旧耐震基準から新耐震基準の住宅へ建て替え・住み替えて、既存住宅の除却工事に対する補助金です

旧耐震基準の空き家を購入後、除却して現地で建て替える方も対象です

### 補助額

最大45万円

補助率 ▶ 除却費用の23%



### 対象工事

01. 旧耐震から新耐震基準の住宅への建て替えに伴い、既存住宅を除却する工事
02. 旧耐震から新耐震基準の建物への住み替えに伴い、既存住宅を除却する工事
03. 旧耐震基準の空き家を購入後、当該地で住宅を建て替えるための除却工事

### 受付期間

令和6（2024）年

4月1日【月】～11月29日【金】

### 補助要件

補助を受けるためには  
右の全ての要件を  
満たす必要があります

01. 住宅の建築時期が昭和56（1981）年5月31日以前であること。
02. 市内にある個人所有の一戸建て住宅であること。  
補足：併用住宅は延床面積の半分以上が住宅であること
03. 構造は木造で、階数は2階建て以下であること。
04. 対象とする住宅に現在住んでいること。  
又は、旧耐震基準の空き家を購入後、現地で建て替えて居住すること。
05. 工法は特別認定工法以外の住宅であること。
06. 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であると診断された住宅であること。  
または簡易耐震診断の結果が7以下の評点であること。  
補足：簡易耐震診断とは「誰でもできるわが家の耐震診断」のこと。
07. 市内に本店を有し、解体工事業の許可を受けている者が工事を行うこと。
08. 過去に耐震改修の補助金の交付を受けた住宅でないこと。
09. 申請者は住宅の所有者で、市税に未納がないこと。

注釈：除却工事完了後、令和7（2025）年2月28日【金】までに実績報告書を提出してください。

申請・問い合わせ先

柏崎市建築住宅課 指導係

電話：0257-21-2291（直通）

FAX：0257-23-5116

Mail：kenchiku@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511

柏崎市日石町2番1号

市役所4階

市ホームページ

